

「居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意ください事を次の通り説明します。

☆ 居宅介護支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

当事業所は介護保険の指定を受けています。

エスポワール市川 居宅介護支援事業所

(1270804360)

令和6年4月1日現在

1 事業者

(1) 事業者名	医療法人社団 寿光会
(2) 事業所在地	千葉県いすみ市岬町和泉字荻込台330-1
(3) 電話番号	0470-80-2711
(4) 代表者氏名	理事長 作田 美緒子
(5) 設立年月日	平成 11 年 3 月 1 日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的	事業所の介護支援専門員が、要介護状態のある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。
(3) 事業所の名称	エスボワール市川 居宅介護支援事業所 平成27年5月1日指定・1270804360
(4) 事業所の所在地	千葉県市川市高谷3-1-20
(5) 電話番号	047-328-5888
(6) 管理者氏名	葉山 美和 (主任介護支援専門員)
(7) 当事業所の運営方針	1. 当事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮する。 2. 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の業者に不当に偏することがないよう、公平かつ中立に実施する。 3. 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人福祉法に規定する老人在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
(8) 開設年月日	平成27年 5 月 1 日
(9) 事業者が併設している他の業務	『介護老人保健施設 エスボワール市川』 平成19年10月1日指定・1252780088 入所――→介護老人保健施設サービス 通所――→通所リハビリテーション ショートステイ→短期入所療養介護

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 千葉県市川市、浦安市、船橋市、東京都江戸川区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日 (祝日及び12月31日～1月3日を除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯	午前8時30分～午後5時30分

4 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。
 <主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業員の職種・員数（人）	介護支援専門員	
	専 従	兼 務
常勤(人)	0	1
非常勤(人)	0	0

5 当事業所のサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅サービス計画の作成の流れ

ご利用者のご自宅を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

- ① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報をご利用者又はそのご家族等に対して提供して、ご利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、ご利用者及びそのご家族の置かれた状況を考慮して、ご利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご利用者及びそのご家族等に対して説明し、ご利用者の同意を得た上で決定するものとします。

※居宅サービス計画は、運営方針及びご利用者の希望に基づき作成されるものであり、ご利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所等をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

※公正中立の確保に関しては、別紙のとおりです。（重要事項説明書別紙参照）

※書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を行わせていただく場合があります。

※ご利用者の同意を得た上で、サービス担当者会議等において主治医、担当者その他の関係者の合意を得て、ご利用者の状態が安定しテレビ電話装置等を開始意思疎通ができる場合、テレビ電話装置等その他情報通信機器を活用したモニタリングを行わせていただく場合があります。（少なくとも 2 月に 1 回は居宅訪問すること）

（2）居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ①ご利用者及びそのご家族等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

（3）居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

（4）医療機関との連携

- ①ご利用者が病院又は診療所に入院する場合、ご利用者又はご家族は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を該当病院又は診療所に伝えるものとします。
- ②ご利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、ご利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- ③訪問介護事業所等から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握したご利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

（5）介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営む事が困難になったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

6 サービス利用料金

（1）利用料 （重要事項説明書別紙参照）

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

※但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する事が出来ない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

（2）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、1 km あたり 5 0 円をいただきます。

7 サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替とサービスの終了

①ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る事が出来ます。但し、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名は出来ません。

（3）サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業者の事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合はご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

③自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスの終了を致します）

- ・ご利用者の要介護認定区分が自立又は要支援と認定された場合
- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

事業者は、利用者またはその家族、その他関係者が、事業者や介護支援専門員に対して、著しい不信行為（ハラスメント等）によりこの契約を継続することが困難となった場合には、この契約を解除することができます。

8 虐待の防止について

（1）事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ②虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

9 業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととします。

10 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととします。

11 身体拘束に関する事項

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- ②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

12 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

①苦情受付窓口

【担当者】事務長、管理者 葉山美和

②受付時間等

【曜日・時間】 毎週月～金曜日 9時～17時

【連絡先】TEL 047-328-5888 FAX 047-327-0217

(2) 行政機関その他苦情受付機関

市川市役所介護保険課 施設グループ	所在地：千葉県市川市八幡1-1-1 TEL：047-712-8548 受付時間：9時～17時
浦安市役所介護保険課	所在地：浦安市猫実1-1-1 TEL：047-351-1111 受付時間：9時～17時
船橋市役所介護保険課	所在地：船橋市湊町2-10-25 TEL：047-436-2302 受付時間：9時～17時
江戸川区役所福祉部 介護 保険課	所在地：江戸川区中央1丁目4番1号 江戸川区役所本庁舎2階 TEL：03-5662-0309 受付時間：9時～17時
国民健康保険団体 連合会	所在地：千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3 TEL：043-254-7428 FAX：043-254-7401 受付時間：9時～17時

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

千葉県市川市高谷3-1-20
エスポワール市川 居宅介護支援事業所

説明者職名： 介護支援専門員

氏 名： 葉山 美和 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供の開始に同意しました。

利用者 住所： _____

氏名： _____ 印 _____

代理人 住所： _____

氏名： _____ 印 _____

続柄： _____